

在留邦人の皆様へ

平成 23 年 3 月  
在サイパン駐在官事務所

【 在外選挙手続きのお知らせ 】

皆様ご承知の通り、平成 12 年 5 月以降海外在住の有権者の方が国政選挙に参加できる在外選挙制度が実施されております。

在外選挙では衆議院及び参議院の比例代表選挙・衆議院小選挙区及び参議院選挙区選挙・それらの補欠選挙及び再選挙に投票することができます。

海外在住の有権者の皆様が実際に海外で投票を行うためには、あらかじめ在外選挙人名簿へ登録し、在外選挙人証を取得する必要があります。

皆様方の貴重な一票が国政選挙に生かされる制度をご活用ください。  
登録を希望される方は、下記をご参照のうえ、当事務所までお越しく下さい。

在外選挙人名簿の登録資格

- (1) 年齢満 20 歳以上の日本国籍者  
(重国籍者も登録資格がありますが、他国の国籍を選択するなどして日本国籍を失っている方にはありません。)
- (2) 北マリアナ諸島に引き続き 3 カ月以上住所を有する方
- (3) 本邦市区町村役場で転出届をおこなった方

申請の際の注意事項

- (1) 申請には本人が当事務所にお越しいただきます。
- (2) 日本国旅券の提示と、在留届の提出が必要です。
- (3) 在外選挙人証の交付までおおむね 2 カ月程度が見込まれています。

詳細及びご不明の点は在サイパン駐在官事務所までお問い合わせください。

在サイパン駐在官事務所

所在地 プエルトトリコ地区 バンクオブハワイビル 2 階

電話番号 323-7201、7202

F a x 323-8764

窓口受付時間 (土曜・日曜・サイパンの休日を除く平日)

午前 8 時 30 分～午後 12 時 15 分・午後 1 時～午後 4 時 30 分

メールによるお問い合わせは、下記アドレスへ

[c.o.jp3@pticom.com](mailto:c.o.jp3@pticom.com)